

県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助(昭和六十年以前年度の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきもの)とされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るもの)にあつては、昭和六十三年年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきもの)とされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前年度の事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年五月二〇日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和六十一年二月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条、第六条及び第九条から第十二条までの規定、第十五条中身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定、第十七条中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第三十四条の規定並びに附則第二条、第四条、第七条第一項及び第九條の規定並びに附則第十條中厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第六條第五十六号の改正規定、昭和六十二年四月一日及び四略

五 第十四條の規定、第十五條の規定(身体障害者福祉法第十九條第四項及び第十九條の二の改正規定を除く。附則第七條第二項において同じ。)、第十六條の規定、第十七條の規定(児童福祉法第二十條第四項の改正規定を除く。附則第七條第二項において同じ。)、第十八條、第十九條、第二十六條及び第三十九條の規定並びに附則第七條第二項及び第十一條から第十三條までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(昭和六十二年政令第三号で昭和六十二年四月一日から施行)

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正

後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。(不服申立てに係る経過措置)

第七条

2 第十五条から第十九条までの規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の身体障害者福祉法第四十一条若しくは第四十二条の規定による審査請求若しくは再審査請求、老人福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求、児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条(同法第五十九条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査請求若しくは再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求又は母子保健法第二十五条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年九月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和六十二年政令第八号で昭和六十二年七月一日から施行)

附則 (平成元年四月一〇日法律第二二二号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 第十三条(義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。)、第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)及び

第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年以前年度の負担又は補助又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年以前年度の負担又は補助又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成二年六月二十九日法律第五八号)抄

第一号 (施行期日) この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中老人福祉法第二十一条、第二十四条及び第二十六条の改正規定、第二条中老人福祉法の目次の改正規定(「第三章 事業及び施設(第十四条―第二十条の七)」を「第三章 事業及び施設(第十四条―第二十条の七)」に改める部分を除く。)、第五条 雑則を「第四章の三 有料老人ホーム」に改める改正規定、同法第二十九条から第三十一条までの改正規定、同法の次に三条及び章名を加える改正規定、同法第三十八条及び第三十九条の改正規定、同法第四十一条とする改正規定、同法第三十八条の次に二条を加える改正規定並びに同法本則に二条を加える改正規定、第三条中身体障害者福祉法第三十七條の改正規定及び同法第三十七條の二の改正規定(同法第四号を改める部分を除く。)、第五条中精神薄弱者福祉法第二十二條の改正規定(同法第一号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第二十三條の改正規

定(同条第二号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第二十五條の改正規定(同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。)、及び同法第二十六條の改正規定(同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。)、第七條中児童福祉法第五十條から第五十三條の二までの改正規定、同法第五十三條の三とし、第五十三條の次に一を加える改正規定、同法第五十五條の改正規定、同法の次に一を加える改正規定及び同法第五十六條の改正規定並びに第九條中社会福祉事業法第二條の改正規定(「五十万円」を「五百万円」に改める部分に限る。)、同法第七十一條、第七十四條及び第七十五條の改正規定、同法第七十六條を削り、第七十七條を第七十六條とする改正規定、同法第七十八條の改正規定、同法第七十七條とし、同法の次に一を加える改正規定、同法第八十三條の改正規定並びに同法第八十五條の改正規定(「二十万円」を「二十万円」に改める部分を除く。)、並びに附則第五條及び第六條の規定並びに附則第二十五條中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三條の改正規定 平成三年四月一日

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 この法律の施行の際現に第七條の規定による改正後の児童福祉法(以下この条において「新法」という。)第六條の二に規定する児童居宅生活支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四條の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第五十八号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十一條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成五年一月一日法律第八九号)抄

第一号 (施行期日) この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第二号 (施行の日) 平成六年一月一日

第二條 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三條に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四條 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)(又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年六月二十九日法律第四九号)抄

1 (施行期日) この法律中、第一章の規定及び次項の規定

は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の第一章の改正規定の施行の日から施行する。

(第二編第十二章の改正規定の施行の日)平成七年四月一日
(第三編第三章の改正規定の施行の日)平成七年六月一五日

附則 (平成六年六月二九日法律第五六号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年七月一日法律第八四号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任) 第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で

定める。

附則 (平成九年六月一日法律第七四号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定

による改正前の児童福祉法(附則第五条から第八条までにおいて「旧法」という。)第二十四条の規定により保育所に入所している児童は、第一条の規定による改正後の児童福祉法(次条から附則第五条までにおいて「新法」という。)

第二十四条第一項の規定により市町村が保育所において保育を行っている児童とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第五項に規定する児童自立生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合には、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)」の施行の日から起算して三月以内にとする。

第四条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第六項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉事業法第六十四条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)」の施行の日から起算して三月とする。

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による母子寮、養護施設又は教護院は、それぞれ新法第三十五条の規定により設置された母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による虚弱児施設は、新法第三十五条の規定により設置された児童養護施設とみなす。

第六条 旧法第四十八条第二項の規定により旧

法第四十四条に規定する教護院の長が発行した同項の証明書の効力については、なお従前の例による。

第七条 当分の間、児童自立支援施設の長は、入所中学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。この場合において、児童自立支援施設の長は、当該教科に関する事項については、文部科学大臣の勸告に従わなければならない。

2 前項の証明書の効力については、旧法第四十八条第四項の規定の例による。

第八条 この法律の施行前に支弁した旧法第四十九条の二、第五十条第六号及び第五十一条第一号の二に規定する費用の徴収については、なお従前の例による。

附則 (平成一〇年五月八日法律第五五号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一〇年政令第二七六号で平成一一年四月一日から施行)

附則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則

第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四
条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改
正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七
十二条の規定(市町村の合併の特例に関する
法律第六条、第八条及び第十七条の改正規
定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、
第十条、第十二条、第五十九条ただし書、
第六十条第四項及び第五項、第七十三条、
第七十七条、第五百五十七條第四項から第六
項まで、第六十条、第六十三條、第六
百六十四條並びに第二百二條の規定、公布の
日

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 第四百九条の規定による改正前
の児童福祉法に基づき行われ、又は行われる
べきであつた措置に関する費用の支弁、負担
及び徴収については、なお従前の例による。
(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に
係る第四百九条から第五百一条まで、第
百五十七條、第五百八條、第六十五條、
第六十八條、第七十條、第七十二條、
第七十三條、第七十五條、第七十六條、
第七十七條、第七十八條、第七十九條、
第八十三條、第八十八條、第九十五條、
第二百一十一條、第二百一十二條、第
二百一十三條、第二百一十四條、第
二百一十五條から第二百一十八條の規定による改
正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あ
ん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等
に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二
十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場
法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体
障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保
健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一
條の十二第二項、クリーニング業法第十四條
の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、
社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核
予防法第六十九條、と、畜場法第二十二條、歯
科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、
衛生検査技師等に関する法律第二十條の八の

二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人
福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十
六條第二項、柔道整復師法第二十三條、建築
物における衛生的環境の確保に関する法律第
十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関す
る法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及
び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又
は感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律第六十五條の規定に基づく再
審査請求については、なお従前の例による。
(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団
体の機関がした事業の停止命令その他の処分に
関する経過措置)

第七十五条

この法律による改正前の児童福祉
法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一
項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、
はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一
項(同法第十二條の二第二項において準用する
場合を含む。)、食品衛生法第二十二條、医療
法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、
毒物及び劇物取締法第十七條第一項(同法第二
十二條第四項及び第五項で準用する場合を含
む。)、厚生年金保険法第九條第一項、水道法
第三十九條第一項、国民年金法第六條第一
項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十
二條又は柔道整復師法第十八條第一項の規定
により厚生大臣又は都道府県知事その他の地
方公共団体の機関がした事業の停止命令その
他の処分は、それぞれ、この法律による改正
後の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第
五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マツ
サージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する
法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項に
おいて準用する場合を含む。)、食品衛生法第
二十二條若しくは第二十三條、医療法第五條
第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び
劇物取締法第十七條第一項若しくは第二項(同
法第二十二條第四項及び第五項で準用する場
合を含む。)、厚生年金保険法第九條第一項、国
水道法第三十九條第一項若しくは第二項、国

民年金法第六條第一項、薬事法第六十九條
第一項若しくは第二項若しくは第七十二條第
二項又は柔道整復師法第十八條第一項の規定
により厚生大臣又は地方公共団体がした事業
の停止命令その他の処分とみなす。
(国等の事務)

第七十六条

この法律による改正前のそれぞ
れの法律に規定するもののほか、この法律の
施行前において、地方公共団体の機関が法律
又はこれに基づく政令により管理し又は執行
する国、他の地方公共団体その他公共団体の
事務(附則第六十一條において「国等の事務」と
いう。)は、この法律の施行後は、地方公共
団体が法律又はこれに基づく政令により当該
地方公共団体の事務として処理するものとす
る。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及
び附則第六十三條において同じ。)の施行前
に改正前のそれぞれの法律の規定によりされ
た許可等の処分その他の行為(以下この条にお
いて「処分等の行為」という。)又はこの法律
の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規
定によりされている許可等の申請その他の行
為(以下この条において「申請等の行為」とい
う。)で、この法律の施行の日においてこれら
の行為に係る行政事務を行うべき者が異なる
こととなるものは、附則第二條から前条まで
の規定又は改正後のそれぞれの法律(これに
基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定
に定めるものを除き、この法律の施行の日以
後における改正後のそれぞれの法律の適用に
ついては、改正後のそれぞれの法律の相当規
定によりされた処分等の行為又は申請等の行
為とみなす。

2

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法
律の規定により国又は地方公共団体の機関に
対し報告、届出、提出その他の手続をしなけ
ればならない事項で、この法律の施行の日前

にその手続がされていらないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれらの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにす

るとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日) 平成十三年一月六日

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条

第三項、第二十三条、第二十八条並びに第

三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成十一年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないこととされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないこととされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分

若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるものほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千二百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成二十二年五月二四日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条中児童福祉法第十一条第一項第五号の改正規定及び同

法第十六条の二第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十二年政令第四七一号で、本文に係る部分は、平成二十二年一月二〇日から施行)

(平成二十二年政令第五一六号で、ただし書に係る部分は、平成二十四年四月一日から施行)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧法」という。))第十一項第五号に該当することにより同項に規定する児童福祉司に任用されていた者は、前条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。))第十一項第一項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き同項に規定する児童福祉司であることができる。

2 施行日の前日において旧法第十六条の二第二項第四号に該当することにより児童相談所の所長に任用されていた者は、新法第十六条の二第二項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き児童相談所の所長であることができる。

附則 (平成二十二年六月七日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十条(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る。))、同項第五号の改正規定(「社会福祉事業法第五十七条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に

改める部分に限る。))及び同条第二項第四号の改正規定を除く。))の規定並びに附則第九条、第十条、第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第二号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

二 第二条(社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。))、第五条、第七条及び第十條の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定(「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。))並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。))及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十條の規定、附則第四十一條中老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第二十五條の改正規定(「社会福祉事業法第五十六條第二項」を「社会福祉法第五十八條第二項」に改める部分を除く。))並びに附則第五十二條(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第五十六條の改正規定を除く。))の規定 平成十五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十条 この法律の施行の際現に第八條の規定による改正後の児童福祉法(以下この条において「新法」という。))第六條の二第五項に規定する障害児相談支援事業(以下この条におい

て「障害児相談支援事業」という。)を行つて
いる国及び都道府県以外の者であつて、旧社
会福祉事業法第二条第三項第二号に規定する
児童の福祉の増進について相談に應ずる事業
に係る旧社会福祉事業法第六十四条第一項の
規定による届出(以下この条において「相談事
業に係る届出」という。)をしていないものは、
新法第三十四条の三第一項の規定による届出
をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に障害児相談支援事
業を行つて国及び都道府県以外の者であ
つて、施行日前一月以内に障害児相談支援事
業を開始したものが、施行日において、相談
事業に係る届出をしていないときは、その者
は、当該障害児相談支援事業を開始した日か
ら一月間は、新法第三十四条の三第一項の規
定による届出をしないで、当該障害児相談支
援事業を従前の例により引き続き経営するこ
とができる。

3 この法律の施行の際現に障害児相談支援事
業を行つて国及び都道府県以外の者であ
つて、施行日前一月以内に相談事業に係る届
出に關し届け出た事項に変更を生じたものが、
施行日において、旧社会福祉事業法第六十四
条第二項の規定による届出をしていないとき
は、その者は、当該変更を生じた日から一月
間は、新法第三十四条の三第二項の規定によ
る届出をしないで、当該障害児相談支援事業
を従前の例により引き続き経営することがで
きる。

第二十一条 附則第一条第一号に掲げる規定の
施行の際現に第九条の規定による改正前の児
童福祉法(次項において「旧法」という。)第
二十二条の規定により助産施設に入所してい
る妊産婦は、第九条の規定による改正後の児
童福祉法(次項において「新法」という。)第
二十二条第一項の規定により都道府県、市及
び福祉事務所を設置する町村(次項において
「都道府県等」という。)が助産施設において
助産を行つて国及び都道府県以外の者であ
つて、施行日前一月以内に助産事業を開始し
たものが、施行日において、助産事業に係る
届出をしていないときは、その者は、当該助
産事業を開始した日から一月間は、新法第三
十四条の三第一項の規定による届出をしない
で、当該助産事業を従前の例により引き続き
経営することができる。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際
現に旧法第二十三条の規定により母子生活支
援施設に入所している保護者及び児童は、新
法第二十三条第一項の規定により都道府県等
が母子生活支援施設において保護を行つてい
る保護者及び児童とみなす。

第二十二條 附則第一条第二号に掲げる規定の
施行前に行われた第十条の規定による改正前
の児童福祉法第二十一条の十(第四項を除く。
に規定する措置に要する費用についての市町
村の支弁並びに都道府県及び国の補助につ
いては、なお従前の例による。

第二十七條 次に掲げる行為は、附則第一条第
二号に掲げる規定の施行の日前においても行
うことができる。
一 及び二 略

三 第十条の規定による改正後の児童福祉法
第二十一条の十一の規定による居宅生活支
援費の受給の手續、同法第二十一条の十七
の規定による同法第二十一条の十第一項の
指定の手續その他の行為
(罰則に關する経過措置)

第二十八條 この法律の施行前にした行為及び
附則第二十六条の規定によりなおその効力を
有することとされる場合におけるこの法律の
施行後にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九條 附則第三条から前条までに規定す
るもののほか、この法律の施行に伴い必要な
経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一三年六月二〇日法律第五
二二號) 抄
第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一
年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。
(平成一三年政令第四一七号で平成一四年四月一
日から施行)

附則 (平成一三年一月三〇日法律第
三五五號) 抄

第一条 (施行期日)
この法律は、次の各号に掲げる区分に
応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行
する。

一 第五十六条の六の次に一条を加える改正
規定及び次条の規定 公布の日

二 目次の改正規定中「第三節 児童福祉
司及び児童委員(第十一条―第十四条)」第
四節 児童相談所、福祉事務所及び保健所
(第十五条―第十八条の三)を「第三
節 児童福祉司(第十一条―第十四条)」
第四節 児童相談所、福祉事務所及び保
健所(第十五条―第十八条の三)に改め
る部分、第一章第三節の節名の改正規定、第
十一条の次に二条を加える改正規定、第
十一章第四節を第五節とし、第十二条の前
に節名を付する改正規定、同条の改正規定、
同条の次に一条を加える改正規定、第十三
条の改正規定、同条の次に一条を加える改
正規定及び第十四条の改正規定並びに附則
第七条から第九条までの規定 平成十三年
十二月一日

三 目次の改正規定中「第五章 雑則(第五
六条の六―第六十二条の二)」を「第五章
雑則(第五十六条の六―第五十九条の七)
第六節 罰則(第六十条―第六十二条の
二)」に改める部分、第四十六条第四項の
改正規定、第五十九条第一項及び第三項の
改正規定、同条第二項の次に二項を加える
改正規定、同条に二項を加える改正規定、
第五十九条の二を第五十九条の二の七とし、
第五十九条の次に六条を加える改正規定、
第五十九条の五第二項の改正規定、第五
十九条の七の次に章名を付する改正規定、第
六十条の次に三条を加える改正規定(第六
十条の四に係る部分に限る。)並びに第六
十二条の二の改正規定並びに附則第六
条及び第

十条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成一四年政令第二五五号で平成一四年一〇月一日から施行)

四 前三号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成一四年政令第二五五号で平成一五年一月二九日から施行)

第二條 (実施のための準備)

この法律による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)の円滑な実施を確保するため、都道府県知事は、新法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関及び新法第十八条の十八に規定する登録に関する事務に関し必要な準備を行うものとする。

(保育士に関する経過措置)

第三條 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に保育士を養成する学校その他の施設として必要な条件を満たすものとして政令で定める学校その他の施設は、当該施行の日に新法第十八条の六第一号の規定により保育士を養成する学校その他の施設として指定されたものとみなす。

第四條 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に保育士として必要な知識及び技能を有する者として政令で定める者は、新法第十八条の六に規定する保育士となる資格を有する者とみなす。

第五條 前条に規定する者であつて、新法第十八条の十八第一項の規定による登録を受けていないもの(新法第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)については、新法第十八条の二十三の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年間は、適用しない。(新法第五十九条の二第一項に規定する施設の届出に関する経過措置)

第六條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十九条第一項に規定する業務を行っている新法第五十九条の二第一項に

規定する施設の設置者について同項の規定を適用する場合においては、同項中「その事業の開始の日(同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日)から一月以内」とあるのは、「児童福祉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内」とする。

(政令への委任)

第七條 附則第三条から前条まで及び附則第九条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一四年一月二九日法律第一一九号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

第五條 (政令への委任) 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六條 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成一四年一月二〇日法律第一九一号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一五年政令第五一五号で平成一六年四月一日から施行)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 前条の規定の施行の際現に改正前の児童福祉法(以下この条において「旧法」という。)第二十七條第二項の規定による指定国立療養所等の指定を受けている医療機関については、前条の規定の施行の日に、改正後の児童福祉法(以下この条において「新法」という。)第二十七條第二項の規定による指定医療機関の指定があつたものとみなす。

2 前条の規定の施行の際現に新法第二十七條第二項に規定する指定医療機関に入院している旧法第二十七條第二項、第三十一條第三項、第六十三條の二第二項及び第六十三條の三第一項の措置に係る者については、新法第二十七條第二項、第三十一條第三項、第六十三條の二第二項及び第六十三條の三第一項の規定により当該指定医療機関に入院しているものとみなす。

(政令への委任)

第二十七條 附則第二条から第九条まで、附則第十一条から第十三条まで、附則第十五條、附則第十八條、附則第二十一條及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年七月一六日法律第一二二号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第八條、第四十六條第四項及び第五十九條の五第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月三十一日法律第二一号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第一條 (施行期日) この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第一條 (施行期日) この法律は、平成十六年四月一日から施行する。